

【インフルエンザの対応について】

向陽高等学校

- ① インフルエンザと診断されたら学校に連絡してください。
- ② 担任は、保健室へ連絡してください。(随時、県へオンライン報告します。)
- ③ インフルエンザの出席停止期間は、「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」です。(下記参照)
- ④ 学校感染症において、インフルエンザに限り、診断書や治癒証明書の提出は不要です。

但し、登校の際、検査結果や治療薬の説明書、明細書のコピー等いずれか、インフルエンザの罹患がわかる書類を担任に確認の上、保健室へ提出してください。

空白欄に、年・組・番・氏名とインフルエンザで療養していた期間を記載してください。

記入例： ○年○組○番 氏名 ○○○○○

診断名：インフルエンザ○型

出席停止期間……令和○○年 ○月 ○日 ~ ○月 ○日

[参考]

- ① インフルエンザによる出席停止期間の基準：

「 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 」

⇒ 少なくとも、発症した後5日を経過していること。加えて、解熱した後2日を経過しているということです。

解熱した日によって出席停止期間は延長することがあります。

(発症後4日以降に解熱した場合、下表例4・5は出席停止の期間が延長されていきます。)

〈インフルエンザ出席停止期間早見表〉

基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後			
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	<u>発症後4日目</u>	<u>発症後5日目</u>				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	<u>発症後5日目</u>				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延長されていきます。

- ② 出席停止関係法令：校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。(学校保健安全法第19条)